

指宿市史編さん 基本方針（案）

1 趣旨・目的

この基本方針は、指宿市史（以下「市史」という。）の編さんにあたり、編さんの方向性を示すとともに、長期にわたる計画の礎とするために策定するものである。

これまで、市の史実の記録としては、『指宿市誌』（昭和 60 年刊）、『山川町史』（増補版）（平成 12 年刊）、『開聞町郷土誌』（平成 6 年刊）があるが、いずれも制作から年月が経過していることから、最新の学術的知見で見直すとともに、掲載されていない特に平成以降の記述についてまとめ、残しておくことが急務となっている。

また、散逸されがちな史資料の紛失・消失を防ぐためにも、今回の市史編さん事業を通し、収集・整理・保存を行い管理・継承していくことが必要である。

このような背景を踏まえ、本市の歴史や社会の変遷を後世へ引き継ぎ、更なる本市の発展に資するため、新たな指宿市史を編さんする。

- (1) （旧）指宿市・山川町・開聞町の合併により拡大された本市域を基本としながらも、周辺地域の歴史を明らかにし、我が国における指宿市の歴史的・文化的な位置を明確にする。
- (2) 市史の編さんを市民協働の事業と位置づけ、市民の本市に対する理解を深め、郷土に対する愛着、誇りを醸成する契機とし、市政の発展と文化の向上に資するものとする。
- (3) 市史編さん事業により、本市に関する歴史的・文化的価値のある史資料を、市民共有の財産として後世に継承するため、史資料の収集・保存・保管を行うものとする。
- (4) 市の歴史的変遷を史資料に基づき、学術的に記述し、後世に継承するものとする。
- (5) 市史編さん事業での成果を学校教育・社会教育に活かし、地域学習にも貢献するものとする。

2 事業方針

- (1) これまでの市内外の諸研究・史資料を参考にし、各学問分野においての最新成果を盛り込み、正史と位置づけられる市史を編さんする。
- (2) 市民協働の編さん事業であることから、史資料については、市内・市外から幅広く収集し、必要に応じて調査を行う。
- (3) 収集した史資料は適正な保存・保管を行い、市史編さん業務以外での活用を行えるようにする。
- (4) 写真や図版を多く使用したり、フルカラーで作成することにより、広く市民に親しまれる市史を編さんする。
- (5) 記述内容は、偏りがないよう、史資料に基づく史実に立脚した公正・中立的なものとし、高い水準を保つため、学術的な観点からの検証も加えることとする。

3 刊行計画

- (1) 市史は、『通史編』『史料編』の2編構成とする。
- (2) 編さん期間は、令和6年度から令和10年度の5年間とする（別紙「指宿市史 刊行計画」参照）。

4 刊行物の体裁・発行部数

- (1) 判型：A4判
- (2) 製本：上製本
- (3) 頁数：史料編（各巻300頁程度）、通史編（各巻600頁程度）
- (4) 部数：各巻500部
- (5) 刷色：4色/4色（フルカラー）

*上記仕様は全体計画の基礎であるが、必要に応じ、変更できるものとする。

5 編さん組織

(1) 指宿市史編さん委員会

市史編さん事業の最上位組織として、市史編さん事業の基本計画や刊行計画などの重要事項を審議する。

(2) 編集委員会

史資料の調査、執筆、編集を中心に活動するとともに各専門部会の調整を図る。

(3) 編集専門部会

編集委員会の指示に基づき、史資料の調査・整理、執筆を行う。

(4) 市史編さん室

総務部総務課に設置する。市史編さん事業に関する事務全般を所掌する。

(5) 市史編さん連絡会

現代編（戦後の記述）を主とし、庁内資料の提供や協力などをを行う市役所職員各課担当者で構成するグループの設置を検討する。

6 頒布方法

- (1) 市史の販売を行う。価格設定は市民が購入しやすいものとする。
- (2) 当該事業関係者には、基準を設けて寄贈する。
- (3) 製本に併せデータ版も同時に作成し、市ホームページ上において公開することを検討する。

7 付帯事業

- (1) 市史編さん状況の公開や編集委員による講演会など、市史編さん事業の成果を広く市民に還元できるよう、情報発信を行う。
- (2) 収集した史資料のデジタル化やその保存方法、活用方法について検討する。

8 その他

この基本方針は、史資料収集や調査状況、研究内容等の進捗状況等により、適宜見直すものとする。